

議第25号

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正について

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月24日提出

檀原市長 亀田 忠彦

(檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和32年檀原市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(給与の支給) 第4条 (略) 2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日（以下「基準日」という。）現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）第15条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とする。	(給与の支給) 第4条 (略) 2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日（以下「基準日」という。）現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）第15条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは、「 <u>100分の160</u> 」とする。

(檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 (略)

(樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年樫原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3第1項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年樫原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年	(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3第1項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年樫原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年

改 正 前	改 正 後
樫原市条例第20号) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3 (略)	樫原市条例第20号) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 3 (略)

(樫原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部改正)

第4条 樫原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例(平成23年樫原市条例第16号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 給与条例第15条から第15条の3まで(第15条第1項後段及び同条第5項を除く。)の規定は、フルタイムの会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。 2・3 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第20条 給与条例第15条から第15条の3まで(第15条第1項後段及び同条第5項を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるの	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 給与条例第15条から第15条の3まで(第15条第1項後段及び同条第5項を除く。)の規定は、フルタイムの会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。 2・3 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第20条 給与条例第15条から第15条の3まで(第15条第1項後段及び同条第5項を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第1項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、

改 正 前	改 正 後
は、「における職種及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。 2・3 (略)	「における職種及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。 2・3 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の橿原市の一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項（同条第3項、第1条の規定による改正後の橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例第4条第2項及び第3条の規定による改正後の橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、橿原市の一般職の職員の給与に関する条例第15条第4項から第6項まで又は第19条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定その他の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 常勤の特別職の職員 165分の10
- (2) 橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条に規定する特定任期付職員 167.5分の10
- (3) 橿原市の一般職の職員の給与に関する条例第4条第9項に規定する再任用職員 72.5分の10
- (4) 前3号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

理由 国家公務員の給与改定方針等に鑑み、本市職員の期末手当の額の改定を行うもの